

「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度」についての参考条文

公判廷への出席等

刑事訴訟法

第282条 (略)

2 公判廷は，裁判官及び裁判所書記が列席し，且つ検察官が出席してこれを開く。

第283条 被告人が法人である場合には，代理人を出頭させることができる。

第284条 五十万円(刑法，暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については，当分の間，五万円)以下の罰金又は科料に当たる事件については，被告人は，公判期日に出頭することを要しない。ただし，被告人は，代理人を出頭させることができる。

第285条 拘留にあたる事件の被告人は，判決の宣告をする場合には，公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には，裁判所は，被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないとき認めるときは，被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

2 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円(刑法，暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については，当分の間，五万円)を超える罰金に当たる事件の被告人は，第291条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には，公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には，前項後段の例による。

第286条 前三条に規定する場合の外，被告人が公判期日に出頭しないときは，開廷することはできない。

第286条の2 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において，勾留されている被告人が，公判期日に召喚を受け，正当な理由がなく出頭を拒否し，刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは，裁判所は，被告人が出頭しないでも，その期日の公判手続を行うことができる。

第288条 被告人は，裁判長の許可がなければ，退廷することができない。

2 裁判長は，被告人を在廷させるため，又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第289条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には，弁護人がなければ開廷することはできない。

2・3 (略)

訴因又は罰条の変更等の請求

刑事訴訟法

第312条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

2～4 (略)

証拠調べの請求

刑事訴訟法

第298条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べを請求することができる。

2 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

証人等の尋問

刑事訴訟法

第304条 (略)

2 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

3 (略)

意見陳述

刑事訴訟法

第292条の2 裁判所は、被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。)から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

2 前項の規定による意見の陳述の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、当該被害者等に質問することができる。

4 訴訟関係人は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、裁判長に告げて、当該被害者等に質問することができる。

- 5 裁判長は、被害者等の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者等に対する質問が既にした陳述若しくは質問と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。
- 6 第157条の2、第157条の3及び第157条の4第1項の規定は、第1項の規定による意見の陳述について準用する。
- 7 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。
- 8 前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならない。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。
- 9 第1項の規定による陳述又は第7項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠とすることができない。

被告人への質問

刑事訴訟法

第311条（略）

- 2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。
- 3 陪席の裁判官、検察官、弁護士、共同被告人又はその弁護士は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

論告・最終弁論・陳述

刑事訴訟法

- 第293条 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。
- 2 被告人及び弁護士は、意見を陳述することができる。

上訴

刑事訴訟法

- 第351条 検察官又は被告人は、上訴をすることができる。
- 2 （略）
- 第355条 原審における代理人又は弁護士は、被告人のため上訴をすることができる。